

家畜伝染病予防法施行令及び施行規則が改正され 疾病の名称が変更されました（令和2年7月1日）

○ 家畜伝染病

新名称	旧名称	新名称	旧名称
水疱性口内炎	水胞性口炎	豚熱 ^{注1}	豚コレラ
ブルセラ症	ブルセラ病	アフリカ豚熱 ^{注1}	アフリカ豚コレラ
結核	結核病	豚水疱病	豚水胞病
ピロプラズマ症	ピロプラズマ病	家きんサルモネラ症	家きんサルモネラ 感染症
アナプラズマ症	アナプラズマ病		

(注1 議員立法ですすでに措置済み)

○ 届出伝染病

新名称	旧名称
牛ウイルス性下痢	牛ウイルス性下痢・粘膜病
牛伝染性リンパ腫	牛白血病
牛丘疹性口内炎	牛丘疹性口炎
トリパノソーマ症	トリパノソーマ病
トリコモナス症	トリコモナス病
ヘンドラウイルス感染症	馬モルビリウイルス肺炎
トキソプラズマ症	トキソプラズマ病
山羊関節炎・脳炎	山羊関節炎・脳脊髄炎
豚テシオウイルス性脳脊髄炎	豚エンテロウイルス性脳脊髄炎
鶏伝染性気管支炎	伝染性気管支炎
鶏伝染性喉頭気管炎	伝染性喉頭気管炎
鳥結核	鶏結核病
鳥マイコプラズマ症	鶏マイコプラズマ病
ロイコチトゾーン症	ロイコチトゾーン病
あひるウイルス性肝炎	あひる肝炎
兎出血病	兎ウイルス性出血病
バロア症	バロア病
ノゼマ症	ノゼマ病

今後、検査結果通知などは新名称でお知らせすることになります。よろしくお願ひします。

栃木県県北家畜保健衛生所 防疫課

TEL：0287-36-0314 FAX：0287-37-4825